

○東京国際大学学位規程

昭和 59 年 4 月 1 日 制定

最近改正 2026 年 7 月 3 日

第 1 条（目的）

この規程は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項並びに東京国際大学学則（以下、「学則」という）第 21 条及び東京国際大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第 23 条の規定に基づき、本学が授与する学位の専攻分野の名称、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等、学位に関し必要な事項を定める。

第 2 条（学位）

本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、それぞれの学位に付記する専攻分野の名称等は、別表 1 の通りとする。

- 2 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、これを授与した本学名を次のように明記するものとする。

博士（〇〇〇）（東京国際大学）

修士（〇〇〇）（東京国際大学）

学士（〇〇〇）（東京国際大学）

第 3 条（学士の学位授与の要件）

学士の学位は、学則の定めるところにより、学部を卒業した者に授与する。

第 4 条（修士の学位授与の要件）

修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、修士課程、博士課程（前期）又は博士課程（5 年制）における修士課程相当部分を修了した者に授与する。

- 2 修士の学位申請論文又は、研究科により学位申請論文に代えることが認められる特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）は、修士課程又は博士課程（前期）在学中に限り、提出することができる。

第 5 条（博士の学位授与の要件）

博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士課程（後期）又は博士課程（5 年制）を修了した者に授与する。

- 2 前項の規定により博士の学位を取得しようとする者は、学位申請論文の提出時に在学し、かつ、学位申請論文の審査期間中及び最終試験が終了するまで、在学しなければならない。

- 3 前二項の他、博士学位授与に係る要件の細目は、各研究科の履修規程においてこれを定める。
- 4 博士の学位は、第1項に定める者のほか、就学管理委員会の意見聴取を得て学位申請論文を学長に提出してその審査及び試験に合格し、かつ、外国語及び専攻学術に関し、本学大学院博士課程（後期）の修了者と同等以上の学力を有すると認定された者に授与する。

第6条（論文提出による学位の申請）

前条第4項の規定により博士学位の授与を申請する者は、学位申請書とともに学位申請論文とその要旨、論文目録及び履歴書各3部を、別に定める学位申請論文審査手数料を添えて、教務課を窓口として、専攻分野の研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学長は前項の学位の申請を受理したときは、学位の専攻分野の研究科の審査に付すものとし、当該研究科の研究科長は、これを受け遅滞なく学位申請論文の審査を開始しなければならない。

第7条（試験、試問及び博士論文研究基礎力審査）

第4条第1項及び第5条第1項の規定による者の最終試験及び第5条第4項の規定による者の試験は、学位申請論文（修士課程又は博士課程（前期）にあつては修士論文等。以下同じ）の審査が終了した後に、学位申請論文を中心としてこれに関連する科目及び外国語につき、口頭又は筆答をもって行う。但し、当該最終試験又は試験は、学位申請論文の審査結果によりその内容が著しく不良であると認められるときは、これを行わないことができる。

- 2 第5条第4項の規定による外国語及び専攻学術に係る学力認定のための試問は、学位申請論文を受理した後に口頭又は筆答により行う。
- 3 前二項の試問のうち外国語に係るものは、原則として、母語を除く1か国語ないし2か国語をもって行う。
- 4 博士課程（5年制）に在籍する者について大学院学則第19条第3項に定める試験及び審査（以下、「博士論文研究基礎力審査」という）を行う場合の実施内容及び方法等の細目は、当該博士課程の目的を踏まえ、研究科においてこれを定める。

第8条（学位申請論文及び博士学位申請論文審査手数料の還付）

受理した学位申請論文及び博士学位申請論文審査手数料は、理由のいかんによらず還付しない。

- 2 博士学位申請論文審査手数料は、別に定める「東京国際大学大学院研究科博士学位申請論文審査手数料規則」による。

第9条（審査員及び審査会）

研究科長は、学位申請論文審査のため、研究科所属の教員のうちから3名以上の審査員を選出し、これら審査員から成る審査会を設ける。但し、修士論文等の審査については、審査員は2名以上で足るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長が審査のため必要があると認めるときは、前項による審査員のほか、前項に定める教員以外の教員を審査員に加えることができる。但し、本学他研究科の教員又は他大学等の教員等を審査員に加える場合は、事前に学長の許可を得なければならない。

第10条（試験審査員）

研究科長は、前条の学位申請論文審査の後に行うべき最終試験又は試験の審査員を3名以上、選出しなければならない。但し、修士論文等の審査については、審査員は2名以上で足るものとする。

- 2 前条の学位申請論文審査員は、前項の審査員を兼ねることができる。

第11条（学位審査基準）

学位申請論文の審査を含む学位審査のための基準は、博士学位及び修士学位につきそれぞれ別に定める。

第12条（博士学位申請資格及び博士学位申請論文審査プロセス）

博士学位の申請資格及び博士学位申請論文の審査プロセスについては、研究科ごとに別に定める。

第13条（審査期間）

修士論文等の審査は、在学中に終了するものとする。

- 2 博士学位申請論文の審査は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第14条（審査結果の報告）

第9条に定める学位申請論文の審査会は、当該論文の審査終了後、直ちにその結果を評価に関する意見とともに文書により研究科長に報告するものとする。

- 2 第10条に定める最終試験又は試験の審査員は、当該試験実施後、速やかにその結果を、また、第7条第1項但書に基づき最終試験又は試験を行わなかった場合はその旨を、文書により研究科長に報告するものとする。

第15条（博士論文研究基礎力審査への準用）

第9条、第11条、第13条及び第14条の修士に係る学位申請論文に関する各規定は、博士論文研究基礎力審査にこれを準用する。

第16条（学長への意見具申）

就学管理委員会は、第14条の報告を受け、学位授与の当否につき審議のうえ、学長に意見を具申するものとする。

- 2 前項の意見具申に際して研究科長は、学位申請論文及びその要旨、当該論文審査の要旨並びに最終試験又は試験結果の要旨を、併せて文書により学長宛て提出しなければならない。

第17条（学位の授与）

学長は、前条の意見具申を参酌して学位を授与し、所定の学位記を交付する。

第18条（博士学位論文要旨等の公表）

本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3ヶ月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第19条（博士学位論文の公表）

博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表するものとする。但し、博士の学位を授与される前に当該論文が既に公表されているときは、この限りでない。

- 2 前項の規程に拘わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその要旨を公表することができる。この場合、同人の所属研究科の研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学が指定する機関の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第20条（学位の取消）

不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は、学位を得た者にその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、常務会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつその旨を公表する。

第21条（学位簿の登録）

本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録して、文部科学大臣に報告するものとする。

第 22 条（学位記の様式）

学位記は、別に定める様式によるものとする。

第 23 条（改廃）

この規程の改廃は、常務会の議を経て理事長がこれを行う。

附則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

（中 略）

附則

1. この改正規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正規程の施行に伴い、次の 3 規程は廃止する。

商学研究科博士学位取扱規程

経済学研究科博士学位取扱規程

臨床心理学研究科博士学位取扱規程

附則

この改正規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、2020 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、2023 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2026 年 7 月 3 日改正附則）

この改正規程（別表 1 の改正）は、2026 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）学位の種類と専攻分野の名称

博士学位：

商学研究科商学専攻 博士（商学）
商学研究科商学専攻 博士（デジタル経営革新）
経済学研究科経済学専攻 博士（経済学）
臨床心理学研究科臨床心理学専攻 博士（心理学）

修士学位：

商学研究科商学専攻 修士（商学）
商学研究科商学専攻 修士（デジタル経営革新）
経済学研究科経済学専攻 修士（経済学）
国際関係学研究科国際関係学研究専攻 修士（国際関係学）
臨床心理学研究科臨床心理学専攻 修士（心理学）

学士学位：

商学部マーケティング学科 学士（商学）
商学部経営学科 学士（経営学）
商学部経営学科 学士（データサイエンス・AI）
経済学部経済学科 学士（経済学）
経済学部経済学科 学士（デジタルビジネス・イノベーション）
国際関係学部国際関係学科 学士（国際関係学）
国際関係学部国際メディア学科 学士（国際メディア学）
人間社会学部福祉心理学科 学士（福祉心理学）
人間社会学部人間スポーツ学科 学士（人間スポーツ学）
人間社会学部スポーツ科学科 学士（スポーツ科学）
言語コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科 学士（言語コミュニケーション学）
医療健康学部理学療法学科 学士（理学療法学）

様式 1（第 3 条による学位記）

第 号

卒 業 証 書 ・ 学 位 記

印

氏 名

年 月 日 生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）
の学位を授与する

年 月 日

東京国際大学 〇〇学部長

〇〇 〇〇

印

東京国際大学 学 長

〇〇 〇〇

印

No.

Tokyo International University

Be it known that

[name]

having satisfied in full the requirements for the degree of

Bachelor of []

has been admitted to that degree with all the rights, privileges
and honors pertaining thereto

in witness whereof the signatures as authorized by the academic
authorities affixed below on the [] day of []

in the year two thousand and []

[signature]

Dean

[signature]

President

様式 2 (第 4 条による学位記)

第 号

学 位 記

印

氏 名

年 月 日 生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻修士課程において学位論文の審査及び最終試験に合格し修了したことを認め修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

東京国際大学 大学院 〇〇研究科長 〇〇 〇〇 印

東京国際大学 学長 〇〇 〇〇 印

[注記] 商学研究科，臨床心理学研究科，経済学研究科については，「修士課程」とあるところを「博士課程（前期）」と記す。

No.

Tokyo International University

Be it known that

[name]

in recognition of the successful completion
of a thesis, examination, and requisite course of study

Master of []

has been admitted to that degree with all the rights, privileges
and honors pertaining thereto
in witness whereof the signatures as authorized by the academic
authorities affixed below on the [] day of []
in the year two thousand and []

[signature]

Dean

[signature]

President

様式 2 の 2 (第 4 条による学位記)

No.

Tokyo International University

Be it known that

[name]

having satisfied in full the requirements and passed the
preliminary examinations for the degree of

Master of []

has been admitted to that degree with all the rights, privileges
and honors pertaining thereto
in witness whereof the signatures as authorized by the academic
authorities affixed below on the [] day of []
in the year two thousand and []

[signature]

Dean

[signature]

President

様式 3 (第 5 条による学位記)

第 号

学 位 記

印

氏 名

年 月 日 生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻博士課程（後期）において学位論文の審査及び最終試験に合格し修了したことを認め博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

東京国際大学 大学院 〇〇研究科長	〇〇 〇〇	印
東京国際大学 学長	〇〇 〇〇	印

No.

Tokyo International University

Be it known that

[name]

in recognition of the successful completion of a dissertation,
examination, and requisite course of study

Doctor of Philosophy in []

has been admitted to that degree with all the rights, privileges
and honors pertaining thereto

in witness whereof the signatures as authorized by the academic
authorities affixed below on the [] day of []
in the year two thousand and []

[signature]

[signature]

Dean

President

様式 4 (第 5 条による学位記・論文博士)

第 号

学 位 記

印

氏 名

年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認め博士（〇〇）の
学位を授与する

年 月 日

東京国際大学 大学院	〇〇研究科長	〇〇	〇〇	印
東京国際大学	学長	〇〇	〇〇	印

No.

Tokyo International University
Be it known that

[name]

in recognition of the successful completion
of a dissertation and examination for the degree of

Doctor of Philosophy in []

has been admitted to that degree with all the rights, privileges
and honors pertaining thereto

in witness whereof the signatures as authorized by the academic
authorities affixed below on the [] day of []
in the year two thousand and []

[signature]

Dean

[signature]

President